

議案第 12 号

桐生市下水道条例及び桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市下水道条例及び桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

桐生市下水道条例及び桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の
一部を改正する条例

(桐生市下水道条例の一部改正)

第1条 桐生市下水道条例(平成17年桐生市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表を次のように改める。

区分	基本料金 (1か月につき)	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
		汚水量	使用料
水道汚水	1,200円	1立方メートルから 10立方メートルまで	30円
		10立方メートルを超 えるもの	150円
手くみ井戸汚水 (1世帯3人まで)	30円	1人増すごとに	5円
その他の汚水	1,200円	1立方メートルから 10立方メートルまで	30円
		10立方メートルを超 えるもの	150円

第30条第2項各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が15日以下のとき 基本料金の2分の1及び従量使用料
- (2) 使用日数が16日以上のとき 基本料金及び従量使用料

(桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第2条 桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成17年桐生市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「毎使用月において」を「使用月ごとに」に、「別表第2により計算」を「次の表に定めるところにより算定」に改め、同項に次の表を加える。

区分	基本料金 (1か月につき)	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
		汚水量	使用料
水道汚水	1,200円	1立方メートルから 10立方メートルまで	30円
		10立方メートルを超 えるもの	150円
手くみ井戸汚水 (1世帯3人まで)	30円	1人増すごとに	5円

その他の汚水	1,200円	1立方メートルから 10立方メートルまで	30円
		10立方メートルを超 えるもの	150円

第14条第2項各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が15日以下のとき 基本料金の2分の1及び従量使用料
- (2) 使用日数が16日以上のとき 基本料金及び従量使用料

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市下水道条例第30条第1項及び第2項並びに改正後の桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例第14条第1項及び第2項の規定は、令和9年4月1日以降に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料(同日以後に届出をし、使用の開始をした場合の使用料を除く。)については、なお従前の例による。

議案説明

議案第12号 桐生市下水道条例及び桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

汚水処理に係る使用料について、受益者負担の原則に基づき、見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものです。